

2017年〇月〇日

〇〇党（〇〇議員連盟）  
〇〇 様

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する  
法整備のための全国連合会  
（略称：LGBT 法連合会）

### 2018年度予算編成に関する要望書

性的指向・性自認に関する困難については、近年報道等を通じて広く知られるようになってきました。また、一部自治体をはじめとする行政の取り組み、あるいは各種団体の自主的な取り組みも進みつつあります。

しかしながら、困難の具体的な実態については、未だ認知されていない部分も多く、必要な支援が十分に行われているとは言い難い状況です。同時に地域や業界によって取り組みの格差が大きく、命が脅かされかねない状況は依然続いています。このような厳しい状況下においては、全国どこにいても性的指向や性自認に関する差別を受けることのない、安心・安全に生きていける環境整備に向けた、政府の積極的な取り組みが必要です。

私たち性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（略称：LGBT 法連合会）は、上記のような認識に立ち、全国の賛同団体と政策分野ごとの議論を経て、下記の要望を取りまとめました。待ったなしの状況を重く受け止めていただき、2018年度予算編成において反映いただきますよう、以下の通り要望いたします。

#### 記

##### ●教育分野

- （1）行政は、学校における性同一性障害や性的指向・性自認に係る課題を抱えた子どもに関して、いじめや困難の実態把握を行い、結果を公表する。
- （2）行政は、教育委員会、校長・園長、教職員およびスクールカウンセラー等への、性的指向・性自認あるいは性の多様性に関する研修等の実施状況等について全国調査を実施するとともに、結果に応じた施策を講じる。
- （3）行政は、本年3月14日に改訂された「いじめの防止等のための基本的な方針」別紙2に示された「性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの防止」のための施策の実施状況を調査する。同時に、同方針に示された「教職員の不適切な認識や言動」について、性的指向や性自認に係るいじめ防止に向けた「学校としての必要な対応の周知」のため、同方針に

基づく事例集等に「不適切な認識や言動」の定義を明確にするとともに言動や認識の例示し、具体的な対策を促す。

- (4) 行政は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日）に示された「心ない言動」について、校長・園長、教職員、およびスクールカウンセラー等が現場で適切な対応が行えるよう、定義を明確にするとともに言動や認識の例示を行う。同時にそのような言動がないよう具体的な対策を講じる。
- (5) 行政は、上記（3）（4）にて触れた「心ない言動」や「不適切な認識や言動」について、児童、生徒、そして学生に対して及ぼしうる心理的影響や学業への支障を、学識経験者や性的指向・性自認それぞれについて困難を抱える当事者およびその支援者等の参画の下、調査研究を行う。

#### ●雇用労働分野

- (1) 行政は、民間企業・団体における性的指向・性自認に関する人事・労務管理施策の実施・検討状況を量的に事業所に対して調査し、その結果を公表する。
- (2) 行政は、民間企業・団体における性的指向・性自認に関するハラスメント防止施策として、モデル就業規則に性的指向・性自認に関するハラスメントの禁止を他のハラスメントと同様の形で適切に盛り込むとともに、防止施策の実施状況並びに好事例を調査し、その結果を公表する。
- (3) 行政は、民間企業・団体における性自認等に関して困難を抱える当事者に関する取り組みについて、好事例の収集を行うとともに、学識経験者、当事者およびその支援者参画の下、調査研究を行うこと。
- (4) 行政は、都道府県労働局に寄せられた性的指向・性自認に関して寄せられた相談ならびに実施した行政指導について、それぞれ都道府県ごとに件数を調査するとともに、内容について分析を行い、結果を公表する。

#### ●医療福祉分野

- (1) 行政は、各保険組合が発行する保険証において性別欄削除と通称名利用を促進するよう予算措置を行う。
- (2) 行政は、医療機関において、患者の性自認に基づき、入院期間中に、総室（相部屋）、トイレ、更衣室、入浴室等に関して、患者の望む性別での受け入れが可能であるか等の環境整備の状況を調査し公開する。
- (3) 行政は、公的な病院等において、性的指向や性自認に関して困難を有する当事者（いわゆる「性的マイノリティ」等）を含む患者に対して、法的家族以外の重要他者の、面会権・手術同意権の付与、ならびに医療側の情報提供対象の決定に関する課題等の実態に関して、実務者に対して調査を行い、その結果を公表する。

#### ●公共サービス分野

- (1) 行政は、人事院規則 10-10 における「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」の防止について、ハラスメントに当たる言動例を明確

に周知するとともに、各府省庁の取り組みの実施状況と課題について調査し、その結果を公表する。

- (2) 行政は、地方自治体における性的指向・性自認に関する差別をなくすための取り組みの好事例を収集するとともに、性的指向・性自認に関する困難への対応に当たる際の課題を分析し、結果を公表する。
- (3) 行政は、国勢調査及びその予備調査において、戸籍上同性のカップルの同居世帯の実態について調査する。

●民間サービス分野

- (1) 行政は、民間企業・団体における性的指向・性自認に関するサービス提供の好事例収集を行い、公表する。

以上